



| | |
|------------------|---|
| Title | 明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て : 北海道經濟史研究過程に於ける一政治的資料 |
| Author(s) | 南, 鐵藏 |
| Citation | 北海道帝國大學法經會法經會論叢, 2, 121-136 |
| Issue Date | 1934-01 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/10607 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 2_p121-136.pdf |



明治維新前北海道に於ける旅人の

出入改め制度に就て

——北海道經濟史研究過程に於ける一政治的資料——

南 鐵 藏

一 緒 言

明治維新前の北海道の住民は之を土著者たる蝦夷及び和人と、内地よりの旅人たる和人とより成ると云ひ得る。此中旅人なるものは「前」松前藩時代以來滞在期間の如何を問はず松前に本籍を有せざる者に對しては皆之を旅人として取扱つたのである。然らば此旅人なるものは當時此地經濟上如何なる地位に在つたかと云ふに云ふ迄もなく此等旅人の職業を大別すれば、産業従事者と非産業従事者となるが先づ産業従事者よりする時は當時の北海道の産業と云へば漁業が主であつたが、當初は土著人は蝦夷は勿論、和人と雖甚だ低級なる生活を持続せし人々のみであつた、此時に當つて先づ本嶋和人地を始め本嶋内全體の漁場開發に向つて多額の投資と多くの

危険を塔して其發展に多大の貢獻をなしたる者は經營者としては先づ場所開發・場所請負人等として立てる近江商人を始めとしての内地より渡來せる旅商人であつた。又漁業中にも鮭漁業は内地の米作にも當るものであると迄古人は稱した程で少くも和人としては之は一般の生業であつたが、後代安永頃に至れば今迄蝦夷地鮭漁撈には蝦夷を使役して居たるものが西蝦夷地に流行病猖獗し石狩地方の蝦夷の如き之が爲に大部分病死した、其爲漁撈上一大頓挫を來し加ふるに漸次和人地鮭も凶漁となり、爲に蝦夷地出稼人の増加は一方に於て益々此等不足漁撈者の補充の必要を痛感した、此時に際して和人地より此等の一部分を集むるの外は其大多數を招徠して此難事に備へ、或は漁夫(ヤトヒとも云)として漁撈に働き或は出稼人(下請負人を云)として場所請負人の下に經營者として活躍するあり、殊に漁夫の如き「此他國持人古來毎歲千人入込ト申唱へ此人數不入込時ハ產物モ不上ト申傳(略)又南部、津輕、越後等ノ民俗モ此持テ不及時ハ渡世益爲ラサル譯ト相聞へ古來双方ノ風俗ト成來ル事ト聞ユ」(天保十年松前秘説)と云はしめたるは即ちこれ此等の國々より來れる内地旅労働者であつた。而して又一方旅商人中には専ら以上の如く場所請負人として生産事業に當る者の外に之と相兼ねて商業界に立つ者あり或は唯専ら商業界のみに身を委ね内地と本島との間に立ちて彼我財貨の有無を仲介し交易上の一大活躍をなした者もある。斯くして彼等商人等遂には松前の金權商權を掌握し本島全産業界經濟界を左右すると云ふ地位を占むるに至つた。然し乍ら旅人は皆々斯かる産業界に従事する産業人のみでは無かつた。即ち他方には武家・社家・僧侶・醫者・相撲取等の産業に従事せざる非産業人の渡來もあつたのである。然るに當時は前者たると將後者たるとを問はず何れも皆本島に上陸せんとし、或は滞留せんとする場合、或は歸國せんとする旅人には夫々松前藩政以來「改め」の掟が設けられ

あり、此症を遵守せずしては彼等は本島に上陸滞在し一日と雖、經濟生活を營む事は不可能であつた。北海道經濟史を研究する上に於ても此一面に觸れ置く事亦一つの過程であらう。

二 沖の口「改め」の制度

往昔本島出入の關門としてしは藩祖第二代蠣崎光廣が大館(福山の舊名)に移るや諸國より來る所の商船旅人に税を出さしむといふ記事が比較的纏りたる文献中現在最古の記録たる「新羅之記録」の永正十一年の條に出て居り、紺、備後廣長をして其役取人と定めたとしてある、之を以て沖の口番所の嚙矢なりとも云はる。其後天文二十年の條には蝦夷「波志多犬」と稱する者を上の國「知蔭多犬」と稱する者を尻内に置き蝦夷役人とし蝦夷商船往還の法度を定め徵税をしたとの記事があるが當時は未だ内地との交通も餘り開け居らざる時代の事なれば此等旅人出入改めの制度も左のみ複雑する事も無かつたであらうが、其後愈々松前藩の成立も見、旅人の往來も多くなるに従ひ警察行政的意味合ひと共に藩の經濟上にも漸次複雑化せらるゝに至つた。

「前」松前藩は本島に於ける出入の關門を福山(城下)・江差・箱館の三港に定め之を當時「松前の三ヶ津」又は「三湊」とも稱し、此外に福山の脇なる吉岡、箱館の脇なる當別の二港を以て補港とし福山・箱館に入港し得ざる場合にのみ之を使用した。此五港には何れも沖の口番所を設く。沖の口とは「澳之口」といふは高き所に番所をたて海上を見おろして大小の船・貨物を改むる所なり⁽²⁾とて藩が本島へ入出する船舶、登載の人及び貨物を點檢して課税する所の機關であつた。番所としての設置起源に就いては福山は寛永七年に下國舍人(こほり)が沖の口奉行であつた

- (1) 松前景廣 新羅之記録 (正保三年)
- (2) 立松懷之 東遊記 (天明四年)
- (3) 蠣崎知直・宮島元和 福山海口驛年表略稿 (安政六年)

事を僅に知り、箱館は寛保元年であるが其前身たる龜田にありては元禄二年木惣右衛門が八代目の奉行なりと云はれ江差にありては檜山奉行が延寶六年始めて設置せられ江差地方の行政と共に沖の口事務をも併せ司つたといふ事を知るのみである。番所の役人としては奉行・下代しただい・小使がある。奉行は番所最高の長官であるが其下に使はるゝ下代・小使は其名目よりすれば一見地位の至つて低き様なれ共其實は下代の如き「松前下代は専ら他國旅人を支配す」と云ひ小使の如きも「名目輕き様なれども名主の上に居る(江差)」とも云はれ相當な地位を有する役人であつた。然らば此等の機關は如何なる「改め」を行ひたるかといふに先づ船舶が入港すれば入國人に對しては制限があり何人と雖之を許可したのでは無い、例へば安永八年の藩令を見るに「僧・醫・男女總て不審成者乘來候は遂吟味直渡海可申付事」と云ひ寛政二年の「蝦夷草紙」にも「松前・箱館・江指ノ三ヶ處ハ松前地ニ於テ三ヶノ港ナリ諸國ノ商船輻輳シテ艫ヲ双へ碇ヲ卸シテ泊スル地也此三ヶ所共ニ沖ノ口ニ番所アリ爰ニテ諸國出入ノ船ヲ改ムル、若他國ノ船入津スル時ハ沖ノ口番所ノ有司來テ是ヲ糺シ先ツ禁スルハ武士・虛無僧・廻國ノ六十部・懶墜道心者體ノ者等ハ決シテ上陸ヲ許サス直ニ追返ス。此外藝者諸職人等松前ニ好ミ無ケレハ徘徊ヲ許サズ」とあるに依て其如何なる者が上陸を禁ぜられたかの一面を知り得る、然し彼等にしても用件あつて來る時は此限りでは無い。大律此方針の下に取調べが行はるゝが先づ問屋は豫備點檢の職權が與へられ居るを以て入船を發見し次第直に其旨を沖の口番所へ届出で其着船を待たずして直に其船に至り沖の口番所役人の檢査以前に下見分を行ふ、之は問屋のみの特權であつて同業者であつても小宿には此資格は無い。(問屋・小宿とは如何なるものなりしかは「社會經濟史學」第三卷第五號

三二頁拙稿參照のこと。)

(4) 松前福山諸掟(寫本)

(5) 最上徳内 蝦夷草紙(寛政二年)

松前福山諸掟「沖口番所奉行への達」一入船見懸次第宿より申届不都合早々相改可申事。

江差沖口諸廻船取扱下書寫⁶⁾ 申傳一 入津ノ船々沖口役所ノ者改不濟前問屋手代ノ外乗込候儀停止ノ事。

問屋の下見分としては先づ早速問屋手代は其船に乗込み船主・船頭名前・船名乗合人数及其有無・荷物^(中荷共)

等を取調べ之を逐一記入し夫より船を其儘留め置いて沖口番所へ此結果を書付を以て届出づる、夫より沖の口番所にては此届出に據り下代一人、下役二人沖改に出張し正式の點檢に移る。其方法としては船外より船脚を先づ檢分し石敷を調べ不審ある時は嚴重に吟味する、夫より船へ乗込み前同様一々點檢し携帯の品一品たりとも洩れ届け無き様幾度も追斷させ相當の所にて書上げをなす、然し空船の場合には乗込みは無い。

諸廻船取扱下書寫⁶⁾ 申傳一 自他船トモ入津ノ節ハ早速宿問屋手代乗込問屋船主・船頭名前・船名・乗數並乗合人数有無調込狀付ハ勿論其外中荷造迄モ員數逸々相記沖口役所へ届ニ付下代一人下役兩人沖改ニ罷出空船ノミニテハ不乗込其他ハ乗込船外ヨリ脚方篤ト致見分手帳へ控船脚石敷不相當ノ船ハ能々相改水主ホマチ品タリ共届洩候ハ、幾度モ追斷爲致相當ノ所ニテ書上申付役所帳面へ書留候。

而して以上の場合例へ問屋の方より船の入津報告無きにしても入船を發見した場合は沖の口番所より直に點檢に赴く。

松前福山諸掟「沖口奉行達」入津ノ船、宿ヨリ斷無之共見合次第急度相改可申候事。

此點檢を了すれば次に旅人は引受人を取定め更に夫より各自職業的身分に随つて取調べがある。先づ一般旅人

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

(6) 江差沖口諸役所手續書(寫本)

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

としては旅人宿が其國所・名前・引受人の名・宗旨・寺判等を糺して帳面に記入し沖口番所へ提出する、沖の口番所にては之と糺に問屋より船改めの際提出したる届書とを對照し其相違無きやを調査し次に船宿・旅人宿・引請人等附添にて旅人を白洲へ呼出し吟味役と下代一人下役二人立會の許に上述の帳面にて一人別に呼び上げ年齢・宗旨・用向・職業等を聞糺し婦女子、子供の外は兩肩を組ませて検査し不審の點無き時は滯留差免と書き上げ、引請の問屋並に旅人宿へ引渡すと共に彼等より引請書を提出せしむ、又一方には以上の書類に據り旅人帳へ登録すると共に其引請書は町役所へ廻附し町役所にて吟味を遂げて役所帳面へ記録する、沖の口にては更に彼等より陸入役錢と旅人鑑札の判錢とを徵收して鑑札を交付する。(第一例) 若し藩中他地方へ赴かんとする場合に其旨の切手を交付し役錢濟の者に對しては判錢は取立ず交付し(第二例イロハ) 若し陸入役錢未納者にして其旨

| | | | |
|-------|-------|---|-----|
| 何 | 商人 | 何 | 何十歳 |
| 何月何日入 | 何國何處ノ | 誰 | |
| 何百何十番 | | | |
| 鑑札 | 月番所 | | |
| 常市中二限 | | | |
| 何 | 引受人 | | |
| 何月迄 | 何屋 | 誰 | |

(7) (例 一 第)

| | |
|-----------------|-------|
| 宿誰何國何處誰一人當年役錢相濟 | 吉岡沖ノ口 |
| ミ何處誰方へ相越者也 | 御番所 |
| 旅人宿 | |
| 何月日 | |

役錢濟松前箱館へ相候
 旅人二切手
 (7) (イ)

願ひ出づる時は判錢のみ取立て、切手を交付する(第三例)、然し歸國の際未納の役錢はすべて徵收する、旅人の大體は歸國の節納むる様であつた。旅人は一般に以上の如き経路が

(7) 松前吉岡沖之口取扱御收納取立方手續並問屋議定書(寫本)

宿誰
旅人宿付 何國何處誰一人何年來何

年役錢共相濟箱館誰方へ相越者也
江差
何村

松前沖口

御番所

何月日

宿誰

何國何處ノ

誰
何十歳

右ノ者當年役錢相濟於何村誰方
稼方申渡者也

吉岡沖ノ口

御番所

何月日

手切候遊波節候越相へ箱館差江人旅

(7) (口例二第)

禮・村符白・村島福・村宮哥・村田吉
札鑑者候稼相テニ内ノ村ケ五村罷

(7) (ハ例二第)

宿誰

何國何處誰

船ニ

何國之

誰

何國之

誰

以上何人

右ハ當所水揚改相濟ミ松前宿
箱館宿

誰方へ相越者也

吉岡沖ノ口

御番所

何月日

手切人旅候リ廻相へ箱館前松濟相不錢役
(7) (例三第)

とられたものであるが
然し身分によつては一
様でなく今左に之を觀
察すると

第一 船頭・水主(水夫)

之は唯届出のみにて檢

査なく滞留し得る。

第二 問屋付の者之

は旅人宿も引受人も一

切問屋が之を兼ねる。

入國手續は普通の旅人

同然なるも唯町役人に

同然なるも唯町役人に

ての検査無きのみである。

第三 職人 之も旅人宿及び引受人は別に立てず大工棟梁が之
を兼ねる、手續や點檢の方法は一般旅人同然である。

第四 相撲取り 江戸大相撲はすべて旅人宿扱になり其届出に

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

の方にて出帆の出判を願出で次第に宿屋へ申渡し其者へは出切手を交付する(役錢判錢は不明)。
 以上は大略少くも「前」松前藩の後代には出来上つてゐたものと思ふが、然し其後多少の改制あつたやうである。(次の文獻参照)

江差沖口御役所手續書 一入津ノ船々乗來旅人ノ儀ハ武家・醫師・社寺人・平民共先問屋ヨリ船屑帳エ書加ヒ差出夫ヨリ引受人取極候得ハ平民ノ分ハ旅人宿ヨリ國所・名前並誰引受ノ假帳面ニテ差出ニ付問屋ヨリノ届帳ト引合平民ノ分ハ船宿旅人宿引請人差添白洲へ呼出吟味役並下代壹人下役兩人立會右帳面ニテ逸々呼上ケ年齢・宗旨且用向或ハ渡世柄等相糺婦女子供ノ外ハ兩肩爲組改不審ノ筋無之上ハ滯留差免書上爲致夫ヨリ町役所ニテモ相改候之事右書上ヲ以テ役所帳面へ留置追テ船出陸出ノ節ニ至リ男女ニ應シ役錢取立御判相渡候事 附御城下箱館ヨリ陸入ノ方ハ最初ヨリ旅人宿扱ニテ改ノ節爲組候儀無之餘ハ同様ノ事。但當座用事ニテ立歸リハ十日迄ニ船出ノ節ハ改方同様ニ候得共役錢免除判錢取立出判相渡十日以上滯留ノ節ハ不日船出陸出共役錢取立候事。男子十三歳十四歳ハ半役、女ハ十五歳以上半役取立候事。働方出来兼候老人病人並子供盲人ハ役錢免除船出陸出共半錢取立ノ事。

一、自他船船頭水主ノ儀ハ旅人ニテモ水揚改等無之便船出入並陸出共届ノミニテ改無之、右船出陸出共御判相渡判錢取立候事。病氣等ニ付越年役取立不申事。破船ノ船頭水主ノ分出判相渡判錢免除ノ事。蝦夷地小廻通船ノ節ハ船頭壹人差除其外ハ平旅人同様取扱追テ船出陸出ノ節役錢取立候事。

一、江戸大相撲ノ儀ハ旅人宿扱ニテ行司並他家抱ニテ通狀持參ノ分ハ改所へ呼出敷居越ニテ相改宗旨ノミ相糺其外ハ白洲縁取差敷相改何レモ役錢免除船出陸出ノ節ハ御判相渡判錢取立候事。

一、改ノ節不審ノ節有之ハ勿論又ハ當所ニテ引請人無之歟或ハ稼方當モ無之者ハ滯留不相成段申渡乘來船並船宿へ預ケ置請書取之風順次第其船ニテ差返役錢無之出判不相渡候事。但其船差支等ニテ外船へ相對頼合候儀ハ不苦其段書面差出サセ候事。

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

一三〇

一、前斷旅人ノ内滯留中病死ノ者有之節ハ引請人・旅人宿連印町代加印ニテ病症並假葬ノ寺院共相届候事。

一、欠落出奔ノ者有之節ハ引受人・旅人宿連印書差出候事。

一、前斷旅人共十月中惣調致シ翌年迄越居候趣申出候得ハ越年役取立候事。但翌年越候上正月二十日前ノ船出陸出共判錢ノミ取立二十日後ニ及候得ハ湊役取立候。御城下箱館ヨリ陸入ノ内來何ノ年越年役相濟候御判持參ノ者年内ニ入候節ハ越年役不取立翌年陸入ノ廉々同様ニ扱候事。前斷越年ノ内陪山山師共雇補幾人ニテモ並鍛冶職ノ内拾人役錢免除ノ事。

一、御城下箱館ニテ役錢濟ノ上當所ヨリ船出陸出ハ戻役判錢取立候事。但十日ノ内ニ船出陸出ノ節ハ判錢ノミ取立候事。

一、平旅人ノ内問屋付ノ分ハ旅人宿扱ニ不相成宿並引受共其問屋ニテ相兼候ニ付届帳ノ外書上差出其餘改方前同斷尤町役所改無之事船出陸出ノ節役錢取立方ノ儀ハ都テ旅人宿ノ通リ取扱候事。

一、平旅人ノ内諸職人ノ儀ハ却テ旅人宿扱ニ不相成大工棟梁扱ニ相成改方ノ儀ハ旅人宿扱ニ同様「近來（安政に近く）左官桶屋ノ分ハ大工棟梁扱ニ不相成其職小頭ノ者扱ニ被仰出其他同斷ノ事」。

一、前斷都テ平旅人御上知後安政三辰年ヨリ船入ニテモ陸入ニテモ當所着否八ヶ所行ノ者ハ改ノミ役錢判錢トモ取立不申熊石へ宛御判相渡候事但當所（江差）ニテ引受ノ者有之働屑夫ヨリ八ヶ村行ノ者ハ通例陸出ノ廉ニテ役錢取立候事。

一、平旅人ニテモ御藩中並足輕共迄引請ノ分ハ旅人宿ヨリ誰引受ノ段申出ニ付引受人不差添船宿旅人宿ノミ差添相改船出陸出ノ節役錢取立ノ儀ハ都テ平取人同様「近來（前同斷）御扶持家引受ノ儀不相成旨被仰出（略）尤家來召遣等相雇候節ハ市中ノ者引受夫ヨリ相雇候事。但御城下箱館ヨリ陸入ノ者モ前同斷ノ事」。

一、寺社人ノ儀ハ旅人宿ニ不相成船宿ヨリ當所何寺社引受ノ申出ニ付引請人付添沖ノ口ヨリ呼出吟味役敷居越ニテ改來候處「嘉永七寅年ヨリ他領ニテモ一寺ノ住職一社ノ神主タル旨當所引受ヨリ届出候分ハ沖ノ口役ニ不及段被仰出平僧侶平社家ノ分ハ在來ノ通相改候事」。但改濟ノ上役所帳面へ書留届書へ割印致シ相渡夫ヨリ内役所へ爲差出候事。御城下箱館ヨリ陸入ノ節ハ當所引受寺社ヨリノ届書ノミニテ呼出改無之届書割印等船入ノ通リ當所ヨリ船出ノ節ハ沖口御判願書先内役所

エ差出割印相受當役所エ差出即御判相渡候事。當所ヨリ御城下箱館エ陸出之節ハ廻御判願書先當役所エ差出割印致シ相渡夫ヨリ内役所エ差出同所ヨリ御判相渡候事。旅社人召連來リ候侍小者ハ届而巳ニテ改無之事。旅僧當地（江差）寺院ノ内引請無之節ハ俗家ニ引受滞留不相成候ニ付法衣ノ儘白州敷臺エ呼出滞留不相成段申渡乘來船並船宿エ預置請書取立風順次第其船ニテ差返候事。伊勢三日市太夫治郎代石川幸之進多分隔年ニ相下リ陸通御城下表エ相越成候節御被持參等ノミニテ下男共マテ改並役錢モ無之出判不相渡事。

一、他家藩中ノ儀ハ旅人宿扱ニ不相成船入ノ節先問屋ヨリ申出當藩中其外ニテモ引請候分ハ其人ヨリ届書差出即沖之口ヨリ呼出吟味役敷居越ニテ相改候上届書エ割印致相渡夫ヨリ内役所エ爲差出候事但御城下箱館ヨリ陸入ノ節ハ届書差出割印等船入同様ニ候得共呼出改無之事。「前斷他家藩中改向之儀嘉永七年寅三月ヨリ當藩中エ添書等持參ノ分ハ沖ノ口改ニ不及尤輕キ御扶持人歟又ハ市町人共エ相越候分ハ先前ノ通相改可申乍然其身分高下ニ寄玄關又ハ勝手口ヨリ致案内吟味役同ニ間テ應對可致段被仰出候事。文武修業人ノ儀ハ（略）船出陸出共御判差出方ハ旅僧扱ノ通」。

一、旅醫師ノ儀平旅人同様旅人宿ヨリ誰引請ノ段帳面ニテ届出ニ付改所次ノ間エ呼出「御扶持醫出席下代立會ニテ醫業相試治術相應ノ様子ニ候得ハ右席ヲ相下ケ」平旅人同様相改爲組候儀而已無之事。但船出陸出ノ節ハ都テ平旅人同様ノ事。

一、前條々旅人之内不正ノ所爲有之者或ハ無判モノ等渡海追放申渡候節ハ其段町役所ヨリ斷書廻來ニ付南部津輕兩所行船出判願次第宿問屋エ申渡其者エハ切手相渡候事。

「一、北蝦夷地御用取扱松川辨之助手人越後ヨリ箱館ニ差下リ候節津輕表迄ノ添翰持參致シ同所ヨリ箱館エ渡海ノ處船便無之江差エ渡海船入之節ハ旅人宿ヨリ添翰ヲ以届出候ヘバ改等不致御判モ不相渡其儘箱館エ立越候而モ不苦旨申付候事。但前斷辨之助手人ニテモ添翰モ無之燒印付木札而已人別ニ相下グ罷下リ候者ハ平旅人同様相改役錢ノ儀ハ不取立箱館行御判幾人ニテモ壹紙ニ認相渡候事。○前斷辨之助手人ニテモ添翰並木札等持參無之モノハ平旅人同様取扱候事」。

「一、御上知後役々身寄ノ者用向在之詰所迄罷越度旨申聞候モノ有之候ハ、江戸役所ヨリノ添狀持居疑敷不相見分ハ差遣シ

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

一三二

若疑敷分ハ箱館エ罷越差圖可申請旨申聞候様安政三辰年箱館ヨリ被仰出候事」。

三 在嶋中の「改め」制度

旅人の先づ最初の根據場所となる處は旅人宿である、従つて之に對しても掟が設けられ例へば明和六年一月往來宿に下せる藩令⁴⁾の如き

覺

- 一、旅人爲雇候節受判急度いたし可申事。
 - 一、對旅人御改金之外非法の金錢取申間鋪事。
 - 一、旅人出替之節名前書留置改方之帳面と附合相違無之様可致事。
 - 一、難心得旅人六部等早速訴爲致本國可申事。
- 右之通堅可相守者也

とあり又年月不明なるも同じく藩令⁴⁾に

覺

一、其年々並從前々不本國致徘徊舂鯁取雇並諸家來に相成候旅人出替之節往來宿え相届可申尤相對にて直に脇方え爲雇候共
 國所・名前書付是又往來宿え相届可申猶又小宿近付之者旅人かくまい置候共右之趣にて急度相届可申事。

とある。旅人中にても既述の如く安永・天明頃よりは殊に鯁漁業者が多數を占むるやうになり彼等は一旦此旅人宿へ落着き更に夫々漁場へ雇はれて行くが此際藩は旅人宿をして旅人等の證人たらしめ、従つて宿は彼等に請

印を與へ、其名前を書留め置き改め方の帳面と符合するやうにし、旅人出替りの節は新來の者たると退去の者たるとを問はず一切彼等をして宿への届出をなさしむる等の事を命ぜられた。而して旅人にして若し無判者・怪き者・六部其他國禁者等なる場合には直に之を上申追放の處置を執るを要し若し萬一にも彼等を隠匿し置くが如き事を發見したる場合には何人たりと雖之を訴へ出づるを要し若し此等の者にして引請人の無き場合には名主が送狀を持たせ人足を添へて町役所へ護送する。蓋し往々にして此等を犯す者ありたりしと見え寺院に對しては天明六年八月達⁴⁾の如き

一、他國より旅僧山伏等數多致渡海候趣ニ付安永三年申達候通先年より知音の寺院遠國隣國より寺役用事有之渡海使僧等の儀は逗留の日數を調ね以書付可被申達候右様も無之雲水或はは一見の僧など致渡海候はゞ寺社所沖口番所え斷達置直に其船にて歸帆候様可被申聞候。

一、是まで逗留の僧有之用事相濟候はゞ致歸帆候様取計可被致候。

一、無人の寺院方寺役等も有之に付寺に應し旅僧隨身相賴置候は是までの通社所え申達差置可申候事。

右之趣配下の末寺不洩様可被申渡候 以上

とて寺役にて渡來せし旅僧には其逗留日數の届出をなさしめ用件濟み次第歸國を命じ怪僧・雲水の如きは直に其船にて歸帆を命ずる事としたるも其隠匿者ある場合には天明二年六月町奉行への藩令⁴⁾の如き

一、無宿無判の者之儀御停止の旨相觸置候處相對にて夫等の趣有之様相聞候無判の者抱置候族於有之者本人は勿論雇置候者共に役金三割増を爲差出可申候相互に申合たとへ一宿たりとも無判の旅留置申聞敷候見聞に及び候はゞ町方は小使、在邊は村役之者え早々可申出候若隠置後日相知候はゞ隣家えも過料可申付事。

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

一三四

右之趣堅相守可申者也

天明二寅年六月

とて國法に違背せる旅人に對しては例へ一宿たりとも之を許さず、之を見聞したる者は町方は小使、在方は村役人へ直に届出するを要し、本人は勿論雇主へ役金の三割増を課し之を處罰し、後日發見の場合は其隣家へも科料を命ずる。

旅人の數に於て最も顯著なるものは既述の如く鯡取業者であつたが其滞在に就ては寛政二年の「蝦夷草紙」に依ると「他國の者の徘徊するに獵業の日雇かせぎにて松前地に越年するものあれば改めて越年役といふて裸役總壹貫貳百文を出さず又正月より五月まで蝦夷松前地に稼ぎ居るものは半役とて總六百文の課役を出さするなり六月より以降は他國の人を拂ふが國法なり、其年の春に渡り來る者を改めて其者の國元へ歸るべき旨を斷て押返すなり」と云ふ、斯くした越年者の爲に行はるゝ越年改めは其年九月(舊曆)又は十月(同上)頃一齊に爲される。

松前秘説 一、毎年九月ノ頃前ノ旅人控重年改役人出張悉相改候ヨシ、重年致シ候へバ重年料トシテ金二朱役所ニ取上ニ相成候ヨシナリ。

江差沖口御役所手續書 旅人共十月中惣調致シ習年迄越居候趣申出候得バ越年役取立候事。

而して若し旅人にして滞留中死亡したる場合は其病症と假葬の寺院とを記したる届書に引受人及び旅人宿が連印し町代が之に添印して提出する事になつてゐる。(前掲江差沖口御役所
手續書の簡條書参照)

以上の制度は大略「前」松前藩の比較的後代より整備し多少の改則補則を経て大體明治維新迄繼續せられたものである。

四 結 語

本制度は原則として本島出入旅人全般に向つて執行せられ、本島制度中にも當時は相當大きなものゝ一つであつた。之は一面より觀れば政治的事項に屬し即ち當時の世情として警察的意味に爲されたるは勿論又政府の財源たる徵稅の洩るゝ事なからしめんが爲の一制度であつたけれども又同時に之は「前」松前藩當時に在つては一つの經濟政策遂行手段でもあつたのである。何となれば同藩にては曩にも述べたる如く一般には旅人の入國及び滞留を非常に制限したが其理由としての一面は島内人口の増加に由つて物價の騰貴せん事を非常に怖れたが爲である、由つて藩は此「改め」により國益上不利と認むる者へは其上陸を許さず又斯かる場合は例へ職人と雖其滞留を許さざるは勿論、本島産業上又は經濟上重要な地位に在つた早春渡來の鯿取雇と雖特に許可を受けざる限り五月に至れば「改め」をなし其歸國すべき旨を斷つて押し返し六月以降は他國持人も滞留せしめざるを方針とした。之に就き蝦夷草紙は曰く「其制度如何トナレハ六月ヨリ末秋冬ハ漁獵稼キ等モ不足ナレハ無益ノ人松前ニ滞留スルハ國產ヲ費シテ惡シト云ヘリ彼ノ長臣中島甚兵衛ト云フ者予ニ語リタリ殊ニ百姓家ノ増殖スルヲ嚴シク停止ノ由ナリ毎年筒様ノ義ヲ觸レ流セトモ兎角百姓家數モ増益スル故ニ米穀ノ價モ高値ニナリ止ムコトナキ由ノ物語ナリ」と斯うした意味より此「改め」制度を觀る時は明かにこれ經濟政策遂行上の一つの手段であつたとも云ひ得

明治維新前北海道に於ける旅人の出入改め制度に就て

一三六

る。又他而此政治的一制度を本島出入の旅人各自に立脚して考察するならば彼等は此「改め」の結果如何によつて本島に上陸し經濟生活を營み得るや否や又一且上陸したる者殊に鮭取業者を首位とせる其主部分を占めたる産業従事者の如きに對しては藩は一般旅人よりも滞在期間に於て餘裕を認め居たる事なれば彼等にして特別の許可を得て五月以降滞留し或は越年等をして本島に於ける經濟生活を更に持續せんと欲する場合、之を果し得るや否やも一に此「改め」に依て決せらるゝ譯なるが故此「改め」を受くると云ふ事は彼等旅人の經濟生活上に探て云ふ時は彼等が經濟的目的を果す上に於て少くも當時としては必ず執らざる可からざる一の手段であつたと觀る事が出來やう。而し斯くした煩はしき吟味が行はれし時代なるにも拘らず天保十年の「松前秘説」にも本島漁業上最も大切なりし鮭取持の渡來者古來毎歲千人とも云ひしを偲へば本島が明治維新前内地人の經濟生活上にとりても如何に重要な土地であり又斯く思はしめたるかを察するに充分餘りありである。

此政治的事項たる經濟上の一手段も之を更に本島經濟史の上より眺むる時は亦確に其一過程であつたと云ひ得るであらう。

(昭和八年十一月七日)